

**児童養護施設等の措置解除者等に対する
自立支援に関する調査研究「検討委員会」提出資料**

**社会的養護自立生活援助事業に関する
ヒアリング調査についての意見**

首都圏若者サポートネットワーク

**協力：公益社団法人ユニバーサル志縁センター
認定NPO法人かものはしプロジェクト**

ヒアリング調査に関する意見

本調査研究で、**児童自立生活援助事業における人員配置基準**を検討するにあたり、ヒアリング調査を通じて、現状の実態をご理解いただき、あるべき姿の実現に向けた制度設計と予算措置を検討してください。

本調査研究における主な検討事項

検討項目	検討事項	検討事項詳細
入所中支援	意向確認等	○家庭復帰が困難な児童の進路や18歳以降の生活場所の希望等をどのように確認し、児童の処遇に反映させていか（通知） ○18歳未満で措置解除、自立を希望する場合、どのような支援が必要か（通知）
自立支援協議会	位置づけ	○府令で努力義務とするか、通知からスタートするか（府令？通知）
	構成員	○構成員をどうするか
	検討する内容	○協議会で検討すべき内容としては何かがあるのか
措置延長	実施の推進等	○措置延長の活用をどのように都道府県等に働きかけていくべきか
児童自立生活援助事業	対象者	○特に20歳以上の対象者について、「やむを得ない事情」をどのようなものとするべきか（政令・通知） ○20歳未満は、措置解除者の他、都道府県が必要と認めた者が対象だが、何らかの考え方を示したほうがよいか（通知） ○出戻りをどこまで認めるべきか（政令・通知） ○当該児童養護施設等の出身者以外の者の受け入れについて、何らかの考え方を示したほうがよいか（通知）
	実施場所	○事業の実施場所をどの範囲とするか。（府令）
	自立支援計画（仮）	○自立支援に関する計画を誰が策定するか（事業者？児相？）（府令） ○計画の終期（自立生活援助事業の終わりの時期）についてどう考えるか（通知） ○個別ケース会議の運営方法（開催頻度や進学等で施設所在自治体を離れた場合の取扱い等）をどうするか（通知）
	他施策への繋ぎ	○障害福祉施策や生活困窮施策等、他の施策との連携はどのように行うか（通知）
	人員配置基準	○里親、FH、児童養護施設等、自立援助ホームそれぞれで事業を実施する場合の人員配置基準をどのように分けるのか（府令）
	その他見直すべき基準	○その他、今回の改正に伴い府令等で見直す部分はあるか（府令）
	利用料	○利用料（自己負担）を求めるのか（通知）
社会的養護 自立支援拠点事業	整備量	○事業の整備量の目標は何を目安にすべきか（通知）
	設備・運営基準	○拠点の設備・運営基準をどうするか（通知）
	人員配置基準	○拠点の人員配置基準をどうするか（通知）
	利用開始手続	○拠点の利用開始手続はどのようにするのが適切か（通知）
	対象者	○対象者について、どこまでを範囲とするか。措置経験等のない者をどこまで対象者として認めるか（通知）
	実施内容、他施策への繋ぎ	○拠点が実施すべき事業内容はどのようなものがあるか。どのようにして必要な支援に適切に繋げるか（通知）
	一時的な居場所支援	○措置解除者等の一時的な居所の提供をどのように実施するか（通知）
措置解除者等 実態把握	整備量	○事業の整備量の目標は何を目安にすべきか（通知）
	調査対象者の範囲	○実態把握の頻度や、対象者の範囲はどこまでか（通知）
	調査内容	○調査においてどのような内容を把握すべきか（通知）
措置解除者等 実態把握	対象者の捕捉方法	○どうすれば対象者を適切に捕捉できるか（通知）

ヒアリング調査に関する意見 -児童自立生活援助事業-

当団体の調査で次のような自立援助ホームの課題感とニーズが浮かび上がっています。

- 現状、多くの自立援助ホームにおいて、入所者、退所者が必要とする支援、対応に手一杯な状況となっており、**スキルや専門性のある職員を、常勤で、安定的に、十分な人員数配置する人件費の保障**が急務である

ヒアリング調査への期待 人員配置基準

多くの自立援助ホームから、きめ細やかなケアを提供するための職員配置基準の見直しの要望があがっています（6-8ページ参照）。自立援助ホームの入居者の課題やケアの必要性は児童養護施設と同様であり、児童養護施設の分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設と同基準の職員配置が急務となっています。

自治体向けアンケート調査では、児童自立生活援助事業に関する設問はなく、ヒアリング調査においての自立援助ホームの実態把握に期待をしています。

■ ヒアリング調査項目に関する意見

以下を、自立援助ホームへのヒアリング項目に追加してください。

- 入居者の課題やケアが、児童養護施設と比べて、どのような違い・類似性があるか。
- 大変なケースで求められる対応や内容の事例はどのようなものか。
- 人員不足により対応しきれっていないニーズはどのようなものか。また、人員不足が解消されるとどのようなアウトカムが期待できるか。

＜参考資料＞

**社会的養護アフターケア等の若者の自立支援に関する
政策提言のための関係団体アンケート**

1. 調査概要

- 実施主体：首都圏若者サポートネットワーク
- 実施期間：2021年5月18日~25日
- 実施方法：首都圏若者サポートネットワークがこれまでに助成情報を配信したことがある社会的養護アフターケア等の若者の自立支援を行う団体にWEB調査票を配信し、WEB上で回収した。
- 回答数：66団体
- 結果報告書（速報版）：[掲載先ウェブリンク](#)
- 回答団体の概要：

●法人格

	回答数	%
社会福祉法人	14	21.2
NPO法人	27	40.9
認定NPO法人	9	13.6
一般社団法人	10	15.2
その他の法人	3	4.6
法人格はない	3	4.6
合計	66	100

●地域で生活する若者の自立支援の実施年数

	回答数	%
1年未満	5	7.6
1年以上5年未満	19	28.8
5年以上10年未満	18	27.3
10年以上20年未満	16	24.2
20年以上	6	9.1
無回答	2	3.0
合計	66	100.0

●所在地（都道府県）

	回答数	%		回答数	%
北海道	5	7.6	京都府	4	6.1
宮城県	2	3.0	兵庫県	1	1.5
新潟県	1	1.5	鳥取県	1	1.5
栃木県	2	3.0	岡山県	2	3.0
茨城県	1	1.5	広島県	1	1.5
千葉県	4	6.1	山口県	1	1.5
埼玉県	5	7.6	愛媛県	1	1.5
東京都	15	22.7	福岡県	1	1.5
神奈川県	7	10.6	大分県	2	3.0
山梨県	1	1.5	宮崎県	1	1.5
静岡県	1	1.5	沖縄県	1	1.5
三重県	1	1.5	複数の都道府県	2	3.0
大阪府	3	4.6	合計	66	100

●全国組織への加入状況

	回答数	%
全国自立援助ホーム協議会	25	37.9
アフターケア事業全国ネットワークえんじゅ	20	30.3
どちらにも加入していない	23	34.9

2. 自立援助ホームにおける人件費に関する意見（1/3）

■ 設問

自立援助ホームの設置、職員の配置、事業所家賃等の固定的経費補助、その他の事業費補助について伺います。現状では、どのようなことが不足しており、どのようなことに予算、制度的対応が講じられるべきだと思いますか？

■ 全国自立援助ホーム協議会加盟の自立援助ホームからの回答

全国自立援助ホーム協議会に加盟する23の自立援助ホームによる回答の内、人件費に関する意見・要望が最も多かった（**約9割**が人件費に対する意見・要望を記載）。人件費に関する回答内容は以下の通り

人員配置基準（人数）に関する意見

- **職員配置基準**の底上げ
- **職員の配置基準**を上げるべき
- **職員の増員（配置）**への予算措置
- **職員配置の増額**
- **職員定数の増加**
- **職員の配置基準数**の引き上げ（現行の倍の人数は必要）
- 職員配置基準を**児童養護施設に少しでも近づける**べき。
- 職員の**配置人数**。及び、その**人件費の確保**ができるような予算規模にしてほしい。
- **職員の数が足りない**。職員を増やせば経営的に赤字になってしまうので、人件費の予算を考えてもらいたい。
- 自立援助ホームでは**職員配置基準が低い**ので、続ければ続けるほど、増えていく退居者の支援に回せる職員がいない。職員配置が上がらないと十分なアフターケアはできない。
- 自立援助ホームに入居している利用者の現況（精神疾患、知的障害、ひきこもり等）を考えると、職員の配置は**児童養護施設同様が望ましい**。
- **職員配置の基準**の見直し。もっと人を付けて欲しい。また、障害を持った入所者が増えているので**障害児加算**を付けて職員配置を増やして欲しい。
- 発達障害など、障害をもつ児童の受け入れフォローが足りていない。想定以上に一人一人に対してケアが必要な状況であるため、入居児童の状態よっての職員負担の差が大きい。**入居児童の障害や生育歴などから一定の区分を設定し、それにより定員の変更が掛けられる、あるいは加算**などで対応するなど柔軟に対処できなければ、他の入居児童のマッチングから敬遠されがちになり、より支援を必要とする児童の入居の受け入れのハードルが上がってしまったり、適切な支援を受けられないままになってしまうと思われる。
- 自立援助ホームは、児童6名定員数に対して職員2.5名の配置だが、養護施設は児童1名あたり2名配置になろうとしている。**職員2.5人では勤務は回せないし、労基違反になる**。24時間の配置が絶対事項になっていないが、夜間スタッフがいないでは福祉の仕事にはならない。精神的な病を持つ方もいて昼間でも誰か1人は最低必要。荒れる時には、2人配置する時があるが、2.5人の給与をシェアしている状況であり、これでは**有資格者を雇うのは困難**。当ホームは常勤3名、非常勤2名、ボランティア1名でやっと回している。それでやっと有給休暇を認められるようになったが、常勤職員は相対的貧困層の所属。
- 子ども達・若者達の支援は年中無休。成育歴や当人自身の疾患などの問題を抱えた子たちの日々を支えることが如何に大切で大変か。特に夜勤や宿直と日勤を回すのは一苦労。**労働基準法を遵守するためには、職員の配置のための増員（給料の確保）や待遇改善**は全然不足している。

2. 自立援助ホームにおける人件費に関する意見（2/3）

■ 全国自立援助ホーム協議会加盟の自立援助ホームからの回答

全国自立援助ホーム協議会に加盟する23の自立援助ホームによる回答の内、人件費に関する回答内容（前ページからの継続）

職員の待遇に関する意見

- 職員・スタッフの**賞与**。
- 総措置予算の増額による、職員の**給与をはじめとした諸待遇の改善**。
- 昨年から自立支援担当職員加算等の加算が増えてきており、運営面では安定化が図られていると思う。一方、加算はあるものの働きたいと思っているワーカーの数は足りないと感じています。各ホームの努力も必要だが、**宿直勤務や仕事の体制状況、賃金面の改善**がなければ働き手の獲得は難しい。

専門職の配置に関する意見

- **専門的知識**を有した職員を雇用できる予算の確保
- **アフターケア**への職員配置加算
- **臨床心理士や児童福祉業務経験者等、専門的な知見や経験のある職員**の常勤配置。
- **専門機能強化、多機能化**への職員加配。

その他人件費に関する意見

- 人件費、アウトリーチ費用
- 支援者にかかる人件費
- 「**暫定定員制**」によって配当予算が大きく増減する状況は、施設の**長期的安定的な経営を阻害**する大きな要因。
- 一人当たりの保護単価×人数の金額での運営なので、**暫定定員を設けるのではなく、職員確保と安定的な運営には定員払いは必須**だと思う。
- 新規採用職員への給与補助が1名分のみで2年と決まっているが、並行して同時期に新規採用した職員への給与補助がないのは不公平につき、新規採用者全てにこの制度を施行していただきたい。（この制度は2020年度から始まっているため、2020年度の新規採用職員全てに充当していただくか、各施設、1名限定だとしたなら、その支援金を新規採用人数分を年数加算しての支援を可能にしていきたい。）

2. 自立援助ホームにおける人件費に関する意見（3/3）

■ 設問

自立援助ホームの設置、職員の配置、事業所家賃等の固定的経費補助、その他の事業費補助について伺います。現状では、どのようなことが不足しており、どのようなことに予算、制度的対応が講じられるべきだと思いますか？

■ 全国自立援助ホーム協議会加盟団体以外（アフターケア事業所、若者支援団体等）からの回答

全国自立援助ホーム協議会に加盟しない23団体による回答の内、人件費に関する意見・要望が最も多かった（**約6割**が人件費に関する意見・要望を記載）。人件費に関する回答内容は以下の通り。

人員配置基準（人数）に関する意見

- 現場のスタッフが丁寧に当事者に対応できるような環境の整備、**人件費の確保、職員の増員**かと思う。
- 利用者にあった支援ができるように、**職員配置**をまず増やすことはできないだろうか。
- **児童養護施設のグループホーム並みの職員配置**
- 収入有が前提ではない利用者のセーフティーネットとして機能しており、昼間入居者が外出しているという前提が崩れている。職員の配置について**24時間365日を前提とした予算措置**が必要。
- ついでに予算が少なく、当法人で運営している自立援助ホームも、法人持ち出し（＝赤字）運営状態。各ホームで考え方・価値観が違うようだが、**マンパワーの不足は間違いない**ので、最低でも常勤+1名分の予算増は必要ではないか。
- 利用する若者が発達障害、知的障害の方が多いのには措置が加算されないのは改善すべき。

専門職の配置に関する意見

- **FSW**の配置
- 自立援助ホームから出た若者のアフターケアが足りていないと感じることが多い。**アフターケアをするための職員の配置**があるとよい。
- 児童養護施設と同じ基準の予算支給にすべき。今の予算では**専門知識を有した職員の雇用**がままならず、ボランティアやスキルのない人材の雇用しか出来ずホームでの子どもたちのケアが十分に行えていない。

その他人件費に関する意見

- 人件費
- 人件費の不足
- 人件費も相応の支弁があってほしい。
- **暫定定員の撤廃**
- 一時金でその場はしのいでも、支援活動を継続していくことがむずかしい。固定費、事務所家賃、人件費だけでも逼迫している。
- 制度上はアフターケアのための施設として利用者が一定の生活自立度があることが前提とされているが、実際には**インケア施設と同程度の支援**が求められる実態がある。児童養護施設等の措置先不足の関係からインケアの代替として利用されることも増えてきている。こうした実態に鑑みた予算の加算かあるいは本来のアフターケア施設としての役割を果たせるようにインケア施設の充実を別途進めていくべき。